

富岡町総合福祉センターの施設利用案内

富岡町総合福祉センターは、各種相談や福祉及び保健関係団体、関係機関等の活動の場の提供及びその開催の援助や教養、文化、レクリエーション及びクラブ活動等や会議、集会等にもご利用いただけます。団体活動等で会議の場が必要な場合は、ぜひ富岡町総合福祉センターをご利用ください。

利用案内

- 受付時間 午前8時30分～午後5時00分(平日)
- 休館日 月曜日、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日
- 利用方法
 - ①受付時間内に総合福祉センターに来所或いは電話にて連絡する。
 - ②使用手続き(申請書)には、責任者の印鑑が必要。
- 使用許可の制限(下記の場合は、使用許可をいたしません。)
 - ①公益を害し風俗を乱すおそれがある場合
 - ②施設及び付帯設備を損傷するおそれがある場合
 - ③管理上支障があると認めた場合
- 使用上の注意
 - ①館内は全館禁煙。
 - ②使用時間は厳守すること。
 - ③備品及び用具等は丁寧に扱い、使用後は原状復帰して整理整頓すること。
- 駐車場 25台



利用料金表

施設区分 使用区分		基本使用料		特別使用料
		午前9時～午後5時 (1回につき)	午後5時～午後9時 (1回につき)	
全館貸切		6,200円	10,300円	冷房・暖房を使用 する場合は、基本 使用料に30％相 当額を加算する。
一部貸切	第1会議室	1,000円	1,600円	
	第2会議室	1,000円	1,600円	
	第1教養室	2,000円	2,900円	
	第2教養室	2,000円	2,900円	
	集会室 (小ホール)	4,800円	7,300円	
	調理室	800円	1,600円	燃料代(実費相当額) を加算する

注) 1回につきとは、4時間以内の使用をいう。
4時間を超える場合、超過時間の使用料は時間割加算とする。
公益上、必要その他の事由があると認める場合、規則の定めるところにより使用料減免を受けることができる。



集会室(小ホール)



第1・2教養室



第1・2会議室

※テーブル配置等のレイアウトはイメージです。

結婚50周年 しあわせ金婚夫婦表彰のご案内



福島民報社・福島県老人クラブ連合会では、多年にわたり社会に貢献され、今日の社会の基礎はもとより、家族の幸せを築いてこられた結婚50年を迎えるご夫婦に「しあわせ金婚夫婦」として表彰状と記念品をお送りします。
※申請頂いた方への表彰となりますので、該当される方はお申し込みをお願いいたします。

- 届出ができる方** ① 昭和46年に結婚し、結婚後50年を迎えるご夫婦
② 昭和45年以前に結婚され、**まだ表彰を受けていないご夫婦**

受付期限 令和3年7月5日(月)まで

町からの敬老会ご案内に、金婚表彰申込の案内も同封されますのでご確認ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、町の敬老会及び金婚表彰式の日程等、情報通知が遅くなる可能性があります。予めご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

- お知らせいただくこと** ①ご夫婦のお名前、年齢 ③結婚年月日(月日が不明である場合は要相談)
②最終職業、現職(無職・農業・自営・その他) ④現住所・連絡先

受付窓口・問合せ先

- 富岡町社会福祉協議会 富岡事務所 ☎0240-22-5522 住所:富岡町中央1丁目8-1
富岡町社会福祉協議会 いわき支所 ☎0246-38-3580 住所:いわき市平北白土字宮前8 富岡町役場いわき支所内
富岡町社会福祉協議会 郡山支所 ☎024-983-0588 住所:郡山市大槻町字原ノ町49-1 富岡町役場郡山支所内

老人クラブ会員募集中

町の老人クラブは、富岡町・郡山市・いわき市に拠点を置き、グラウンドゴルフや各種ニュースポーツ、親睦旅行を実施し、会員同士の交流を深める活動しております。また町老人クラブ連合会では、遠方に住居を構えて会う機会が少なくなった会員同士が集えるように、3拠点の老人クラブ合同の交流事業を実施いたします。老人クラブに加入し、会員のみなさんと楽しい時間を共有しませんか。

●富岡町老人クラブ(現在118名) ●富岡町老人クラブ郡山会(現在94名) ●富岡町老人クラブいわき会(現在133名)
【問合せ】当協議会 富岡事務所、郡山支所、いわき支所までお問合せください。

記事訂正のお詫び

社協だより201号表紙に掲載されておりました民生児童委員協議会の「施策・活動」に、記事の一部欠損がありました。下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

施策・活動

役員会・定例会活動の強化	月1回開催することにより、地域の福祉問題や担当世帯への援助方法の検討、委員相互の連携強化、任務遂行に必要な知識・技術の向上を図る。
見守り相談支援活動	単独での訪問活動或いは生活支援相談員との同行訪問により、町内居住者及び避難町民を対象に要援護者の把握と見守り安否確認を行う。
相談支援活動	当協議会との連携により、福祉総合相談事業(暮らしの心配ごと相談会)を通して地域住民の抱えるさまざまな相談に対応する。
民生児童委員の日・強化週間への取り組み(5月)	富岡町内にある災害公営住宅の一斉訪問、リーフレットを活用したPR活動を実施する。
研修事業	県民生児童委員協議会主催の研修、先進地の視察等を実施し、民生児童委員としての資質向上を図る。

※当協議会のホームページ及びFacebookには、訂正後の情報を掲載しております。